

# 千葉県建築物環境衛生事業登録営業所立入検査実施要領

## 1 目的

この要領は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5の規定による、登録営業所の立入検査回数、検査事項等を定め、もって立入検査業務の円滑で適正な執行を図ることを目的とする。

## 2 実施方法

### (1) 実施回数

立入検査は、原則として全登録営業所に、毎年度1回以上行うものとする。

### (2) 実施時期

通年において、監督者等の立会いを求め実施するものとする。

## 3 検査事項

検査事項は、登録業の区分に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 建築物清掃業         | 別表1 |
| (2) 建築物空気環境測定業     | 別表2 |
| (3) 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 別表3 |
| (4) 建築物飲料水水質検査業    | 別表4 |
| (5) 建築物飲料水貯水槽清掃業   | 別表5 |
| (6) 建築物排水管清掃業      | 別表6 |
| (7) 建築物ねずみ昆虫等防除業   | 別表7 |
| (8) 建築物環境衛生総合管理業   | 別表8 |

## 4 立入検査の判定

別表1～8に基づき、次の各号に定める方法により判定し、建築物環境衛生事業登録営業所立入検査票（以下「立入検査票」という。）（様式第1号の1～様式第1号の8）中の判定欄に、項目ごとに記載するものとする。

また、必要に応じて、備考覧に詳細を記載するものとする。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 適合している場合               | ○印 |
| (2) 適合していない場合              |    |
| ア 変更の届出等、直ちに改善ができると認められるとき | △印 |
| イ ア以外で直ちに改善ができないと認められるとき   | ×印 |

## 5 検査結果の処理

- (1) 立入検査の結果は、登録営業所立入検査等結果書（以下「結果書」という。）（様式第2号）及び立入検査票に記載し、各1部を立会者に交付するものとする。また、各1部は控えとするものとする。
- (2) 直ちに改善できないと認められるときは、建築物衛生事業登録営業所指導票（以下「指導票」という。）（乙票）（様式第3号）の交付による改善の指示を行うものとする。
- (3) 前号により改善を指示した登録営業所については、改善報告受理後、再検査を実施し、改善の状況等の確認を行うものとする。
- (4) 前号により確認した改善の状況は、指導票（甲票）にその経過を記録するものとする。

## 6 立入検査票及び指導票の保存期間

立入検査票及び指導票（甲票）は、当該検査年度から5年間保存すること。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。